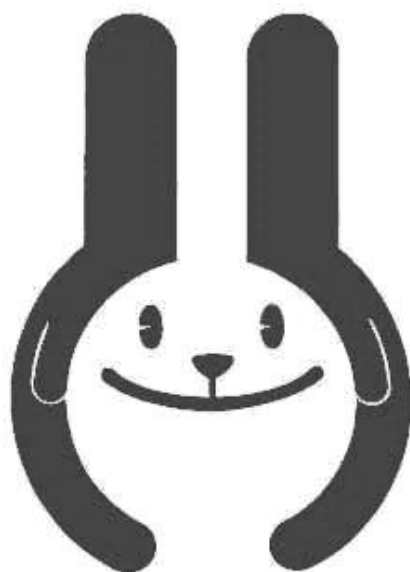


エコロ共済 ガイドブック



エコロン

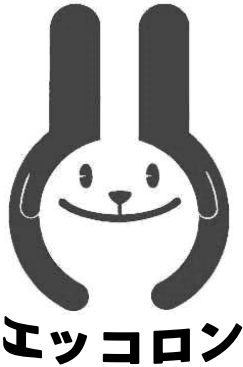
**エコロ共済は、組合員同士のたすけあいと地域福祉推進のため
生活クラブ生協大阪独自のシステムです**

あなたのお名前		組合員コード								
ブロック名	支部名		地区名							
連絡先	エコロ事務局	072-641-5811 (FAX 共)								
	月・火・木	10時～15時		それ以外はファックスをお願いします						

暮らしのサポート連絡先

- 茨木ブロック・千里ブロック・・・NPO 法人ほほえみケア Tel.080-8346-5363
- 豊能ブロック・・・高齢者サポート みのおステーション Tel.072-786-9042
- 香里ブロック・・・大阪高齢者生活協同組合 ほっとステーション御殿山 Tel.0120-47-2345
- 門真ブロック・平野ブロック・・・W.co あひるポート Tel.06-6167-9091

つながよう！たすけあいのボタン ひろげよう！たすけあいのしくみ



このマークは何に見えますか？ 可愛いうさぎ？

そうですね、そのようにも見えますが・・・逆にしてみると、差し伸べる「手」をイラストにしています。

「エッコロ」とは、イタリア語で「はい、どうぞ」という意味です。

「困ったときはお互いさま」「ありがとう」をボタンにして、たすけあいのつながりをひろげていきましょう。

目的は、地域の中での人と人とのつながりをひろげること

急速に少子高齢化社会へ向かっている日本、私たちのまわりも例外ではありません。

家族のあり方も変わってきました。たいそうなことではないけど、ちょっとしたことを話し合える・頼み合える関係を作ることがいかに難しい社会になったことかと驚くばかりです。

地域で元気に暮らしていく、様々な世代が集える地域にしていけるようにと、今回の改訂は名称も「エッコロ共済」と新たにして、共済「たすけあう」関係をさらに作っていく仕組みに変更しました。

私達は、共同購入を通して社会にある問題を解決してきました。このエッコロ共済も『一人ひとりが少しずつお金と労力を出し合って、組合員のいざという時を支え合おうよ。地域の人たちとつながっていこうよ』と、その仕組みを社会に提案しています。

連携する福祉団体も増えました。他の団体と同じように組合員が立ち上げた福祉団体です。うれしい思いです。

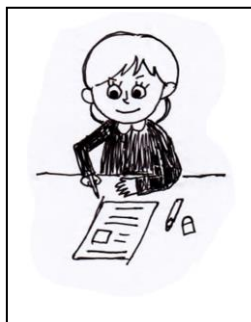
子どもや高齢者にやさしい地域は、誰もが住みやすい地域です。生活クラブ生協大阪では、安心して暮らせる地域づくりをめざしています。これからもそのことを目標に活動していきたいと考えています。

皆さん一緒にめざしていきましょう。



「エコロ共済ってなあに？」

共同購入の時、組合員活動に参加するとき、安心して参加できるように、加入者同士が「お互いさま」の気持で支えあう、たすけあう共済制度です。毎月 100 円ずつを出し合い、生活クラブ生協大阪の福祉の取り組みに充てられます。



「どんなところに使われているの？」

①活動保障

エコロ共済は組合員活動を支えています。生活クラブの組合員はだれもが活動をしています。そんな活動中の「もしも」の時の保障です。だれもがエコロ共済に加入することで、みんなが安心して組合員活動が行えます。

②生活支援「暮らしのたすけあい」

日常生活の中でちょっと困った時に利用できる保障です。

「日常のたすけあい」と組合員が立ち上げた福祉団体を利用できる「暮らしのサポート」の2通りあります。

③助成金

人と人をつなぐ関係づくりに使われています。子育てひろばやエコロサークルなどの運営費です。



「手続きは？」

①加入の方法

- 新規加入用紙のエコロ共済の加入欄に記入してください。
- 既存組合員は配達担当者や地区の委員に加入の意志を伝えてください。

②効力開始

- 申し込みが受理された日とします。

③掛け金

- 月 100 円とします。共同購入代金と一緒に請求されます。

④共済保障期間（契約期間）

- 3 月 21 日より翌年の 3 月 20 日までとします。中途加入の方は申し込み受理の日よりとします。

⑤解約・更新・失効

- 解約は毎年 2 月末までに配達担当者に申し出てください。
- 申し出がなければ、自動更新となります。
- 共同購入代金が未納の場合は効力が失われます。

依頼や給付金を受けるには どうしたらいいの？

※活動保障の給付金を申請する場合～～

- ①加入者本人もしくは代理人（入院等で連絡ができない場合）が、配達担当者に申請書類を申し込んで受け取ってください。もしくはホームページより印刷してください。
- ②申請書に記入後、必要な書類（領収書など）があれば添付し、エコロ事務局へ配達便にて提出してください。
- ③給付金は申請内容を審査後、共同購入代金と相殺されます。
- ④申請期間は事由発生から1年以内です。

※暮らしのたすけあいを利用する場合～～

①暮らしのサポートの場合

- 利用するにはエコロカードが必要です。エコロ事務局に申し込んでください。
- あなたの居住する地域の福祉団体へ電話を入れてください。
茨木ブロック・千里ブロック・・・NP0 法人ほほえみケア Tel080-8346-5363
豊能ブロック・・・ 高齢者サポート みのおステーション 072-786-9042
香里ブロック・・・大阪高齢者生活協同組合 ほっとステーション御殿山 Tel0120-47-2345
門真ブロック・平野ブロック・・・W. co あひるポート Tel06-6167-9091
- 福祉団体に会員証を提示してください。ケアを受けた後、エコロカードに必要事項を記入して、福祉団体へ渡してください。
- エコロカードが福祉団体からエコロ事務局に提出され、必要事項を審査のうえ共同購入代金と相殺します。エコロカード1枚 1時間 補てん金 600 円となります。提出の際はカード枚数に充分気をつけてください。

暮らしのサポートの依頼内容は、エリア別の福祉団体とよく相談されて利用してください。

②日常的なたすけあいの場合～

- 暮らしのサポートと違い、専門的な分野でなくケア者を加入者自身で見つけて依頼するたすけあい制度です。日常生活の中で困った時にたすけあう仕組みです。
例：対面受け取りグループの荷受け、消費材の預かり、体調不良の時の買い物や託児、留守時の庭木の水やりなど

※継続的な利用は、該当しない場合があります。

- 申請書類は配達担当者に申し込んでください。また、ホームページより印刷できます。
- 申請は、依頼した組合員が書類に必要事項を記入の上、配達便でエコロ事務局へ提出してください。
提出された書類は、必要事項を審査の上、共同購入代金と相殺します。（審査のため処理が遅れる場合があります）

「ケア者ってなあに？」

「ケア」とは、暮らしのサポートと日常的なたすけあいのことを指します。

「ケア者」とは、ケア依頼を受けて実際にお手伝いをしてくれる方を指します。暮らしのサポートでは連携する福祉団体、日常的なたすけあいでは組合員自身が探して依頼する方（エコロ共済に加入している組合員）となります。

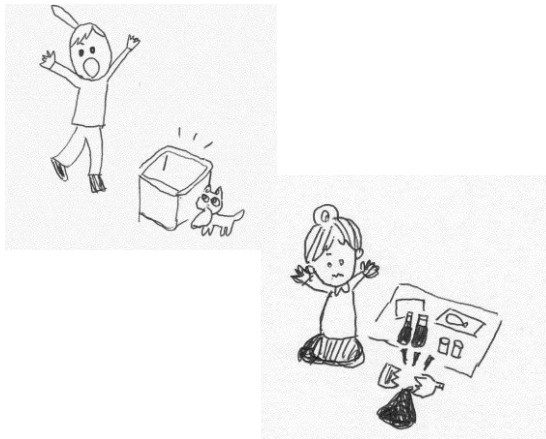
主なエコロ共済制度内容一覧（2015 年 7 月度より）

※詳しい保障内容と申請事項は各ページをご覧ください。

	保障制度	保障内容	頁
活動保障	配達現場での消費材の破損・汚損・盗難	加入者の被害実額（税込）の年度内 5 万円限度	5
	活動中の不慮の事故で負傷及び入院した時（同居の家族含む）	入院見舞金 1 万円、治療実費 4 万円合わせて 5 万円限度	5
	活動中に対人および対物賠償責任が生じた時	治療費及び修理費 5 万円限度	6
	活動費・運営費の盗難	警察への盗難届が必要	6
	活動に伴う託児費用の保障	託児費用全般	7
	活動に伴う延長保育費の保障	幼稚園・保育園の延長保育費用を補償（実費）する。（理事・委員対象）	7
	企画主催時の同居高齢者に対するケア費用の保障	ケア費用（食費除く）の年度内上限 5 万円	8
	健康診断補助	年に 1 回 500 円	9
	祝い金制度	出産祝・小学校入学祝い・節目祝い	9
	ケア者保険	該当ページをご覧ください。	10
暮らしのたすけあい	日常のたすけあい	生活支援 1 回 600 円	11
		子ども支援 1 回 600 円	12
		消費材の預かり・注文書の提出 1 回 100 円	13
	暮らしのサポート	入会金と利用 1 時間に対して 600 円補てん	14
支援	子育てひろばの運営費	会場費、備品費用、研修費用	—
助成金	エコロサークルの費用	運営費（5000 円）と企画実費 別紙冊子を参照してください。	—

活動保障…活動する組合員を支える仕組み

活動保障は利用の現場から生協活動の参加（理事会・委員会・地区活動）の領域を対象とします。

	配達現場での消費材の 破損・汚損・盗難	活動中の不慮の事故で負傷及び 入院したとき（同居の家族を含む）
		
項目	・配達当日の共同購入品の破損・汚損・盗難	・加入者本人及び同居する家族が活動中の不慮の事故で負傷、負傷入院したとき
補償内容と補足事項	・加入者の被害実額（税込）年度内5万円限度 ・動物による被害は申請可能 ・分け合い中または配達場所でおきたもの、及び他者のものを運搬中も保障の範囲とする。 ・配達場所から自宅の戸口までのあいだに起きたものを保障範囲とする。	・入院見舞金 1万円、治療実費 4万円合わせて5万円限度 ・本人の居住する住宅内での事故は除く。ただし、留守番の低学年児童（小学2年生まで）は保障の範囲とする。 ・補聴器・メガネ・コンタクトレンズの修理費も治療の範囲に含む。 ・共同購入配達時の事故には適用されません。 ・重大な事由（死亡・後遺障害等）が発生した場合は生協の行事保険を適用
提出書類	・事由発生証明書兼請求書を職員に請求し、記入後配達便にてエコロ事務局あてに提出	・事由発生証明書兼請求書を請求。医療機関の治療費領収書を添付の上、配達便にてエコロ事務局へ提出

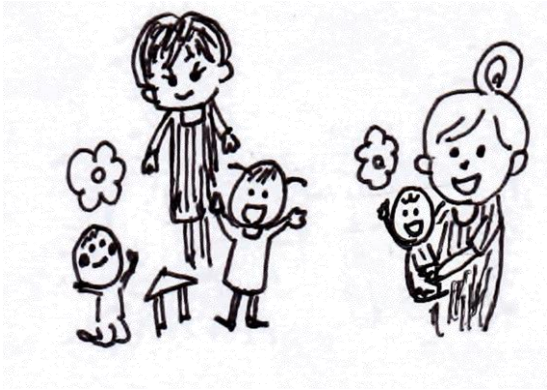
活動保障…活動する組合員を支える仕組み

活動保障は利用の現場から生協活動の参加（理事会・委員会・地区活動）の領域を対象とします。

	活動中に対人および対物で 賠償責任が生じたとき	活動費・運営費の盗難
		
項目	・加入者の責任で活動中に対人および対物の事故で賠償責任が生じたとき	・活動費・運営費の盗難
補償内容と補足事項	・治療費及び修理費 5 万円限度 ・対人対物賠償は生協の行事保険を適用 ・事由発生後速やかに（1 週間以内）生協に連絡が必要。 ・対人の場合、相手は未加入者、非組合員でも可 ・共同購入配達時の事故には適用されない。	・地区行事での消費材販売での盗難は対象外
提出書類	・1 週間以内に生協へ連絡、事由発生証明書兼請求書を請求。医療機関の治療費・修理費領収書を添付のうえ、配達便にて提出	・事由発生証明書兼請求書を請求。警察の盗難受理番号を記入し、配達便にてエコロ事務局へ提出

活動保障…活動する組合員を支える仕組み

活動保障は利用の現場から生協活動の参加（理事会・委員会・地区活動）の領域を対象とします。

	活動に伴う託児費用の保障	活動に伴う延長保育費の保障
		
項目	・生協活動中の託児 ・託児受付で加入証を提示する。	・企画主催者の活動を支えるため幼稚園・保育園での延長保育費用を補償する。
補償内容と補足事項	・スタッフの費用（スタッフ費用・交通費・会場費・お菓子代）はエコロ共済から拠出する。 ・託児費 100 円 本人負担 エコロ共済加入者はエコロ共済制度で負担する。（午後までかかる場合は一人につき 200 円） ・活動主催者が託児依頼書式にて申請する。	・延長保育費は領収書の金額とする。 ・加入者本人が申請する。
提出書類	企画主催者が託児依頼書に請求金額を入れ、領収書を添えてエコロ事務局に提出する。	・事由発生書類兼請求書を配達担当者またはエコロ事務局に請求し、延長保育領収書添付の上、配達便にてエコロ事務局あてに提出する。

活動保障…活動する組合員を支える仕組み

活動保障は利用の現場から生協活動の参加

(理事会・委員会・地区活動) の領域を対象とします。

	活動に伴う介護・見守り等のケアを必要とする家族のケア費用に関する保障	リーディングサービス
		
項目	・企画主催者として役割を担うにあたり、ケアを必要とする家族のために、以下のサービス団体を利用した際の費用の一部をエコロ共済の活動保障として補てんする。 ●サービス利用団体について ・原則エコロ共済の連携福祉団体とする。 ・公共のサポートなどを利用する場合、理事会での審査の上、補償対象とするかを判断する。 ・生活支援や介護を必要とする親族の場合は、日ごろ利用している団体も含む。理事会での審査の上、補償対象とするかを判断する。 ※同居でなくても申請する組合員が日常的に介護・見守り等を行っている場合も含める。	・視覚障がいを持つ方、見えづらい方を対象にした読み上げを行う活動に対する保障
補償内容と補足事項	・食費とケア者交通費に係る金額をのぞき、年度内合計金額の上限を 100,000 円とし、複数回の申請を可能とする。 ・利用内容を審査のうえ、給付金額を決定します。(請求金額より減額の可能性があります)	・リーディングサービス CD の給付 ・「生活と自治」音訳 CD の給付 ・リーディングサービス音訳協力者への給付 音訳協力者へ音訳 1 回につき 800 円 給付 4
提出書類	・事由発生書類兼請求書をエコロ事務局に請求し、利用明細が記入された領収書(コピー可)添付の上エコロ事務局あてに提出する。	エコロ事務局までご連絡ください。

活動保障…活動する組合員を支える仕組み

活動保障は利用の現場から生協活動の参加（理事会・委員会・地区活動）の領域を対象とします。

	祝い金制度	健康診断補助
		
項目	・出産祝い 生協加入後、加入者本人または配偶者が出産したとき ・入学祝い 加入者の子どもが小学校へ入学したとき ・節目祝い 加入者本人が還暦（60 歳）を迎えたとき	・健康診断の自己負担金に対しての補助 ・組合員が日頃より健康に気をつけて地域の中で元気に活躍できるように支援します。
補償内容と補足事項	・出産祝いは自己申告 ・入学祝い・節目祝いはエコロ委員会からの募集チラシに基づき、自己申告とする。締め切り後は受理しない。	・市町村の実施する成人検診の自己負担金に対して 500 円の補助を申請者に給付。 ・無料のものは、対象外。 ・加入者本人または、配偶者対象。 ・申請は、1 年度 1 世帯 1 回まで。 ・申請書に成人検診の受診券と医療機関の領収書のコピーを添付して申請する。（領収書がない場合は検査報告のコピーでもよい） 【検診内容】 ・成人検診・ガン検診・人間ドックを対象とする。 ・歯科検診は含まない。
提出書類	・出産祝いは事由発生書類兼請求書を配達担当者、またはエコロ事務局に請求し、記入後配達便にてエコロ事務局あてに提出する。	・事由発生書類兼請求書を配達担当者、またはエコロ事務局に請求し成人検診の受診券と医療機関の領収書のコピー添付の上、配達便でエコロ事務局あてに提出する。

活動保障…活動する組合員を支える仕組み

活動保障は利用の現場から生協活動の参加（理事会・委員会・地区活動）の領域を対象とします。

ケア者保険



- ・ケア者保険
- ・「日常的なたすけあい」におけるケア中に事故が起こった場合に適用される。
- ・ケア者が活動中に事故にあった場合に支払われる。
- ・ケア者が活動中に事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した場合に支払われる。

死亡・後遺障害 300 万円

入院日額 3,000 円（180 日限度）

通院日額 2,000 円（90 日限度）

身体賠償 1 事故期間中 1 億円

対物賠償 1 事故期間中 1 億円

- ・提供した飲食物等に起因する法律上の賠償責任も対象

*実際の支払については、審査のうえ決定されます。

- ・事由が発生した場合は直ちに、エッコロ事務局まで連絡下さい。

暮らしのたすけあい…上限金額 12,000 円

暮らしの中のたすけあいは、地域の福祉組織と連携する暮らしのサポート領域と日常的な助け合い（お互いさまのたすけあい）領域の 2 本立てとします。

日常的なたすけあい 生活支援	
	
項目	・加入者の日常生活の中の困った時の支援。 （物品の供与のお礼などには該当しません。また、組合員活動のお礼にも使用できません。）
補償内容と補足事項	例 ①加入者本人の体調が悪い時・病気の時などの調理や掃除の支援 ②体力を使う家事の支援（親族の場合は該当しません） ③通院の付き添い、介護を必要とする高齢者がいる組合員への支援 ④加入者が緊急、または長期に留守にする時の支援 ゴミ出し・ペットの世話・長期の留守の時の植木の水やりなど いずれも申請書に支援の内容を詳しくお書きください。 困った時のお手伝いのたすけあい制度です。特定の内容の業者依頼のようなサービス提供ではありません。 継続的な利用や「困った時・緊急時」と判断できない場合は問合せをし、申請を受理しない場合もあります。 日常のたすけあいの輪を広げて、暮らしやすい地域の広がりをめざすものです。 ・ケア者（支援する人）は加入者自身で探します。 ・ケア者になれるのはエコロ共済に加入している組合員です。 ・ケア者はお礼として、600 円／1 回をエコロ共済から受けられます。
提出書類	・依頼者（お手伝いを頼んだ加入者）が、生活支援用の申請書に記入しエコロ事務局へ配達便で提出。 ・原則、依頼日より 2 カ月以内に提出する。

暮らしのたすけあい…年間上限金額 12,000 円

暮らしの中のたすけあいは、地域の福祉組織と連携する暮らしのサポート領域と日常的な助け合い（お互いさまのたすけあい）領域の 2 本立てとします。

日常的なたすけあい 託児	
	
項目	・子育て中で、子どもを預かってもらう。 (組合員活動中の託児は集団託児や延長保育制度を利用してください)
補償内容と補足事項	例 ①学校（保育園・幼稚園）行事に参加する時 ②通院や検診、組合員本人の体調が悪い時 ③リフレッシュなど子どもを連れて行きにくい時 いずれも申請書に支援の内容を詳しくお書きください。 困った時のお手伝いのたすけあい制度です。特定の内容の業者依頼のようなサービス提供はではありません。 継続的な託児や「困った時・緊急時」とは判断ができない場合は、問合せをし申請を受理しない場合もあります。 日常のたすけあいの輪を広げて、暮らしやすい地域の広がりをめざすものです。 ・ケア者は加入者自身で探します。 ・ケア者になれるのはエコロ共済に加入している組合員です。 ・ケア者はお礼として、600 円／1 回をエコロ共済から受けられます。
提出書類	・依頼者（お手伝いを頼んだ組合員）が、託児支援用の申請書に記入しエコロ事務局へ配達便で提出。 ・原則、依頼日より 2 カ月に以内に提出する。

暮らしのたすけあい…年間上限金額 12,000 円

暮らしの中のたすけあいは、地域の福祉組織と連携する暮らしのサポート領域と日常的な助け合い（お互いさまのたすけあい）領域の 2 本立てとします。

日常的なたすけあい 消費材の預かり・注文書提出	
	
項目	・加入者の消費材の預かりと注文書の提出を依頼した時の利用。
補償内容と補足事項	消費材の預かりと注文書提出は対面受け取りグループの共同購入に限る。 ・組合員本人の緊急の留守や体調が悪い時・病気など、荷受け場所に行けない時申請書に依頼した理由の内容を詳しくお書きください。 注意事項 ・長期間預かりが続く場合は、配達担当に問合せする場合があります。 ・個配・W配・不在グループは留守置きが前提となっているため申請から外れます。 ・大型グループも外れます。（グループ還元金があるため） 日常のたすけあいの輪を広げて、暮らしやすい地域の広がりを目指すものです。 ・ケア者は加入者自身で探します。 ・ケア者になれるのはエコロ共済に加入している組合員です。 ・ケア者はお礼として、100 円／1 回をエコロ共済から受けられます。
提出書類	・依頼者（お手伝いを頼んだ組合員）が、消費材の預かり・注文書提出の申請書に記入しエコロ事務局へ配達便で提出。 ・原則、依頼日より 2 カ月に以内に提出する。

暮らしのたすけあい…年間上限金額 24,000 円

暮らしの中のたすけあいは、地域の福祉組織と連携する暮らしのサポート領域と日常的な助け合い（お互いさまのたすけあい）領域の 2 本立てとします。

暮らしのサポートの依頼内容は、福祉団体とよく相談の上利用してください。

暮らしのサポート（福祉団体を利用する場合）	
	・生活支援・子育て支援・高齢者支援 ＝ 連携する福祉団体を利用すると 1 時間 600 円を補てん ＝エッコロカードを使用します。
	補償内容と補足事項 ・生活支援は 組合員本人の産前産後（各 6 週間まで）、病気・けが・入院時の援助、介護保険を外れる高齢者の援助 困った時のお手伝いのたすけあい制度です。特定の内容の業者依頼のようなサービス提供はできません。 ・子育て支援の対象は小学校 2 年生まで 送迎（塾・習い事は含まない）、自宅での託児、 病児保育…容態(熱も平熱)が安定している場合のみ可能（小学校 2 年生まで） 双子でも年間利用時間は 40 時間まで ・高齢者支援は 65 歳以上のエッコロ共済会員 家事・送迎・付き添い・見守り（同居家族に対しての支援はできません）
	提出書類 ・連携する福祉団体の書類に記入し、エッコロカードを福祉団体へ渡す。 ・エッコロカードは、エッコロ事務局へ申請してください。

生活クラブ生活協同組合大阪 エッコロ共済規約

第1条 (目的) 生活クラブ生活協同組合大阪エコロ共済(以下、エコロ共済という)は、生活クラブ生活協同組合大阪(以下生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

第2条 (活動内容) 生協は、加入者から掛金を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 組合員活動保障

- (1) 配達当日の共同購入品の破損、汚損、盗難
- (2) 活動中に加入者及び同居家族が不慮の事故により入院・通院したとき
- (3) 活動中に加入者及び同居家族の責任で対人対物事故により賠償責任が生じたとき
- (4) 活動費、運営費の盗難
- (5) 活動に伴う託児費用の保障
- (6) 活動に伴う延長保育費の保障
- (7) 活動に伴う介護・見守りを必要とする家族のケア費用に関する保障
- (8) 出産祝い・小学校入学祝い・節目祝い
- (9) 健康診断に伴う保障
- (10) ケア者保険(ケア者本人に対する対人対物賠償、傷害保険)

2. 暮らしのたすけあい

暮らしの中のたすけあいは、地域の福祉組織と連携する暮らしのサポートと日常のたすけあい(お互いさまのたすけあい)の2本立てとします。

利用範囲は、加入者と同居家族とします。

(1) 暮らしのサポート

専門性とケア体制をもった地域の福祉組織による支援です。

(2) 日常的なたすけあい

依頼者がケア者を探す日常的な範囲でのたすけあいです。

ケア者の条件は、別に定める細則によります。

3. エッコロ共済助成金事業

エコロサークル 地域での人と人の交流を図る事業

4. 子育て支援事業

子育てひろばの立ち上げと会場代等にかかる費用の補てん

第3条 (掛金) 掛金100円を第2条の4つの事業に充当します。

第4条 (エコロ共済の管理・運営) エッコロ共済の自律的かつ円滑な運営をエコロ委員会が担います。

第5条 (議決事項) エッコロ委員会は、生協の総代会、理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) エッコロ共済事由発生処理に関する事項
- (2) エッコロ共済制度内容の検討に関する事項
- (3) エッコロ共済事業案の策定に関する事項

(4) その他エコロ共済運営上必要とされる事項

第6条 (加入者の範囲) 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは消費材の購入をしている生協の組合員とします。

第7条 (加入手続き) 生協に申請し、生協の受理をもってします。

第8条 (掛金及び払い込み方法) 掛金は月額100円とし、生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。

2. 掛金の払い込み方法は、別に定める細則によります。

第9条 (効力の開始) 効力の開始は、申し込みが受理された日よりとします。

第10条 (給付金の受取人) 給付金の受取人は、加入者本人及びケア者とします。

第11条 (契約期間) 契約期間は3月21日より翌年3月20日までとし、期間中の中途における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

第12条 (契約の変更) 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届けるものとします。

(1) 加入者の氏名の変更

(2) 加入者の住所の変更

第13条 (契約者の消滅) 加入者が生協を脱退した時、または死亡した時消滅します。

第14条 (事由発生の報告) 加入者またはその家族は事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

第15条 (給付金の支払い請求) 給付金の受取人は事由が発生したときは、速やかに支払い請求書と細則に定める添付資料を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

第16条 (給付金の支払い) 給付金は事由内容を規約及び細則にそって行い、検討が必要な場合はエコロ委員会が審査し、生協が支払うものとします。

第17条 (時効) 給付金の受取人が給付金の請求手続きを事由発生から1年怠ったとき、生協は給付金の支払いの義務を免れます。

第18条 (調整) 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じた時はエコロ委員会において調整するものとします。

第19条 (業務委託) 生協はエコロ共済活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

第20条 (細則) 生協はこの規約に定めるもののほか、エコロ共済活動の手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

第21条 (附則) この規約は、2009年9月21日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、総代会において行うものとします。

生活クラブ生活協同組合大阪 エッコロ共済細則

第1条（総則）エコロ共済規約（以下 規約という）第20条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

第2条（家族の定義）規約に規定する「家族」とは同居する親・子・配偶者・祖父母・孫と別居の親・子・配偶者とします。

第3条（不慮の事故の定義）規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい外因による事故の範囲は以下のとおりとします。

- （1）交通事故 不慮の中毒 不慮の墜落
- （2）天災 火災及び火焰による不慮の事故
- （3）不慮の溺没 （4）不慮の打撲 （5）その他エコロ委員会が特に認めたもの

第4条（入院の定義）規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅で治療が困難なため、病院又は診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要である時とします。

- 2. 病院とは、医師法に定める病院又は診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は、病院に準ずるものとします。
- 3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。
- 4. 同一病気、同一事故に起因する入院は、入退院を繰り返しても1事由とします。

第5条（契約期間をまたがる事由の取扱い）事由が期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

第6条（組合員活動の定義）規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大活動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受及び集金・支払い活動などとし、組合員に同行している家族も含みます。また、留守番をしている小学校低学年児童（小学2年生まで）を含みます。

第7条（掛金の払い込み方法）規約第8条の掛金の払い込み方法は、毎月度の共同購入代金の支払いと同一の方法で払い込むものとします。

第8条（解約方法）規約第11条の2で規定する解約方法は、所定の脱退届けを翌年の2月末までに提出することとします。

- 2. 脱退を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。

第9条（保障内容）規約第2条に規定する「制度期間中に発生した各事由に対する保障内容」及び規約第15条に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は、別表とおりとします。

第10条（ケア及びケア者の定義）「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護を含めないものとします。日常的なたすけあいを行うケア者は、エコロ加入者とします。

- 2. ケアの運用については、別に定めるケアマニュアルをもって行うこととします。

第11条（附則）この細則は、2009年9月21日から施行するものとします。

- 2. この細則の改廃は、生協の理事会において行うものとします。

助成金運営管理規定

第1条（目的）助成金は、生活クラブ生活協同組合大阪で行われるたすけあい活動を優先的に支援するとともに、その他、団体が行う福祉に関わる活動を経済的に支援するしくみとしてエコロ共済の中に設置する。

第2条（運営）助成金の運営はエコロ委員会が担うものとする。

第3条（委員会の検討事項）運営にあたるエコロ委員会は、下記の事項を検討し、理事会に提案することとする。

- ① 助成金の運営スケジュール
- ② 各年度の助成金予算概要
- ③ 募集要項内容および募集方法
- ④ 審査会の構成および審査方法

第4条（審査会）審査会は適正な助成を図るためにエコロ委員会の下に設置する。その構成メンバーは、エコロ委員会メンバーに加えて、常任理事および理事若干名で構成する。

第5条（監査）事業の適正な運営を監査するために、監事がこれにあたる。

第6条（事業）事業年度は毎年3月21日に始まり、翌年3月20日に終了する。

第7条（事業計画および収支予算）事業計画および収支予算書類はエコロ委員会が作成し、理事会に提案することとする。

第8条（事業報告および収支決算）事業報告および収支決算書類はエコロ委員会が作成し、監事の意見を付して、理事会に提案することとする。

第9条（助成金事業広報義務）助成を受けた対象者は、助成金によって行われる事業であることを組合員に知らせるとともに、該当する事業年度終了の結果報告についても同様に行うものとする。

第10条（規定の改廃）この規定の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとする。

第11条（雑則）この規定に定めるものの他、必要な事項については理事会の議決による。

第12条（附則）この規定は、2009年9月21日から施行する。